



筑波大学
University of Tsukuba

大学院生となる皆さんへ

安全保障輸出管理のための
特定類型自己申告書等の記入の
お願い

利益相反・輸出管理マネジメント室

IMAGINE
THE
FUTURE.

本動画の内容

1. 安全保障輸出管理とは
2. 皆さんが記入する書類2つ
3. 特定類型自己申告書
4. 誓約書
5. なぜ記入する必要があるか

1. 安全保障輸出管理とは

武器や軍事転用可能な貨物・技術を、国際社会の平和と安全を脅かすおそれのある相手に渡さないために「**外国為替及び外国貿易法**」(外為法)に基づき輸出又は提供を行うこと。



貨物・技術(食品、
木材等を除く)



大量破壊兵器や武器
軍事研究への利用

NO!!

研究者・
大学院生等

1. 安全保障輸出管理とは

国際間

核兵器不拡散条約、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約、
国際輸出管理レジーム etc.

日本



外国為替及び外国貿易法(外為法)

規制対象の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合、原則として経済産業大臣の許可が必要。

許可なく輸出等を行った場合本人及び所属組織に刑事罰が科せられる。

筑波大



安全保障輸出管理規則

貨物の輸出又は技術の提供(学生への指導を含む)を行う場合、必ず教員等は、あらかじめ事前確認シートにより事前チェックを行い、所属部局長の承認を受けることが必要(事前確認ルール)。違反した場合は懲戒処分の対象となることがある。

2. 皆さんが記入する書類2つ

特定類型自己申告書

Ver.202206
様式 5

令和 年 月 日

特定類型自己申告書

筑波大学長 殿

所屬(予定)部署名 _____

氏 名 _____

番 名 _____

私は、食学が以下に記載する類型の又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、食学の法令遵守のため、類型の又は②に該当するが否かについて、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

以下の類型の①に該当します。

類型①とは、外国政府等及び外国法人等(外国の大学・研究機関を含む)と雇用契約等を結んでいる場合を含みます。

具体例として:

- 1) 大学に所属して研究に専事しているが、外国企業^{※1}の従業員としての籍を残している。
- 2) 学生の身分を有しつつ、外国のベンチャー企業^{※1}の経営に参画している。
- 3) 外国の大学等と兼業(クロスアポイントメントを含む。)をしている。

※1:いわゆる外資系企業の日本法人は含まれません。

以下の類型の②に該当します。

類型②とは、外国政府等から多額^{※2}の研究資金を受けられている場合を含みます。

具体例として:

- 1) 外国政府等から多額^{※2}の研究資金の提供を受けている。
- 2) 外国政府等の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として多額^{※2}の研究資金や生活費の提供を受けている。

※2:年間所得のうち25%以上を占める金額その他の利益をいふ。

上記の類型のいずれにも該当しません。

なお、今後類型の及び②に該当する場合は、あらかじめ特定類型自己申告書により申し出ます。

注1:該当する場合は複数チェックが可能です。

注2:上記改題に変更があった場合には、再度、特定類型自己申告書により申し出てください。

注3:本申告書の内容について、本学に於ける輸出管理上必要となる場合には、関係者に共有される場合があります。(参考:本申告書の法令根拠は裏面を参照してください。)

誓約書

様式 6

令和 年 月 日

誓約書(入学/採用時)

筑波大学長 殿

所 属 部 署 名 _____

学 籍 番 号 又 は 職 員 番 号 _____

氏 名 _____

番 名 _____

食学に入学(採用)等に関し、下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 在学(在職)中、無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、指導教員(受入教員)に相談するとともに、必要な場合には日本政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令および食学の定める輸出管理規則に従い所定の手続を行います。
 - 一 研究上の技術情報を在学(在職)中に外国において提供し、若しくは非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者(「特定類型」に該当する者という。)に対して提供しようとする場合、又はこれを在学(在職)後に提供することが在学(在職)中に明らかとなった場合。
 - 二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を在学(在職)中に外国に輸出(海外へ送付又は持出し等)しようとする場合、又はこれらを在学(在職)後に輸出することが在学(在職)中に明らかとなった場合。
- 2 研究上の技術情報を、大量破壊兵器等(核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケット、無人航空機等)、通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用に限り、ます。

以上

注:本誓約書の内容について、本学における輸出管理上必要となる場合には、関係者に共有される場合があります。

【部署事務取扱担当者記入欄】

担当部署名 _____ 担当者名 _____ TEL _____

3. 特定類型自己申告書

- 類型①、②に該当するかどうか確認し、チェックをつけ署名をして提出してもらっています。
- 類型①とは、外国政府等及び外国法人等(外国の大学・研究機関を含む)と**雇用契約等を結んでいる場合**をいいます。
具体例として:
 - 1) 大学に所属して研究に従事しているが、外国企業※¹の従業員としての籍を残している。
 - 2) 学生の身分を有しつつ、外国のベンチャー企業※¹の経営に参画している。
 - 3) 外国の大学等と兼業(クロスアポイントメントを含む)をしている。
※¹: いわゆる外資系企業の日本法人は含まれません。
- 類型②とは、外国政府等から**多額※²の経済的利益を受けている場合**をいいます。
具体例として:
 - 1) 外国政府等から多額※²の**留学資金の提供を受けている**。
 - 2) 外国政府等の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として多額※²の研究資金や生活費の提供を受けている。
※²: 年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。

(ここで言う「外国」とは日本以外の国を言います)
- 類型①、②に該当した場合、大学(指導教員)が安全保障輸出管理の手続を実施する必要が出てきます。

4. 誓約書

入学に関し、下記の事項を遵守することを誓約してもらっています。

- 1 在学中、**無断で**大学の所有物の提供及び**学外への持ち出しを行いません**。次のいずれかに該当する場合には、**指導教員(受入教員)**に相談するとともに、**必要な場合には外為法に従い所定の手続**を行います。
 - 一 研究上の**技術情報**を在学中に**外国において提供**し、若しくは非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者(「特定類型」に該当する者という。)に対して提供しようとする場合、又はこれを**在学後に提供**することが在学中に明らかとなった場合
 - 二 研究上の**使用機器**若しくは**使用材料**若しくは**研究の結果得られた有体物**を在学中に**外国に輸出**(海外へ送付又は持出し等)しようとする場合、又はこれらを**在学後に輸出**することが在学中に明らかとなった場合

- 2 研究上の技術情報を、**大量破壊兵器等**(核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケット、無人航空機等)、**通常兵器**又はこれらに使用される材料・部品・製品の**開発、製造、使用又は貯蔵に用いず**、当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

(なお、卒業時には、別途卒業時用の誓約書の記入が必要となります)

5. なぜ記入する必要があるか

- **安全保障輸出管理に基づいた国からの通達のもと、外為法等の順守が目的です**
(あなたが特定類型に該当した場合、あるいは在学中に貨物や技術を海外に持ち出す場合に大学が外為法に基づいた手続きを実施しなければなりません)
- 大学が適切に手続きしない場合は、大学や指導教員が法令違反を犯したとみなされるほか、皆さんも希望する研究活動ができなくなる場合があります
- 貨物や技術を適切に管理することが目的であり、＜特定類型に該当する＝安全保障上懸念のある人＞ということではありません
- 類型該当となった方を差別的に扱ったり不当に受入を拒否したりすることを目的として取得するものではありません
- これらの書類で得た情報は個人情報として学内で適切に管理され、輸出管理に係る目的以外には使用しません

ご視聴ありがとうございました！



不明点があれば気軽に下記までお問合せください！

利益相反・輸出管理マネジメント室

TEL: 029-853-2877

メール: anzenhosyo@un.tsukuba.ac.jp



より詳しく知りたい方は
下記QRコードから経産省の説明を見られます！

